

## 英国知的財産庁、PCT 出願の国内段階での早期審査を開始

2010年5月30日

JETRO デュッセルドルフセンター

英国知的財産庁 (UKIPO) は、5月28日、特許協力条約 (PCT) 出願の国際段階の国際予備審査報告において全てのクレームが新規性、進歩性、産業上利用可能性について肯定的な判断がなされている場合に、英国において国内段階での早期審査を申請できる PCT 早期審査を開始した旨、プレスリリースを行った。

このサービスは5月28日時点で既に英国への国内段階に移行している出願と5月28日以降に英国への国内段階に以降する出願の全てに適用され、90%以上の出願について早期審査請求から2月以内に実体審査レポートを通知することを目標としている。

キャメロン首相は同日に行われた講演において次のとおり述べている。「成長と企業活動を妨げ、世界経済に対して年間76億ポンドの損失をもたらしている世界的な滞貨を減少させるため、本日、我々は PCT 出願の新しい早期審査制度を公表する。」

また、英国政権交代後、新たに UKIPO 担当の政務次官に就任しているウィルコックス女史は同プレスリリースにおいて、次のコメントを発表している。「英国経済の復活にとって、イノベーションは主要な推進力のひとつである。しかし、特許審査の遅延は企業が拡大し新しい雇用を創出することを妨げている。企業がアイデアを企画書から市場へできる限り早く移すことが必要不可欠であり、特許の確保はこのプロセスの重要な一部である。この新しい早期審査は企業がイノベーションやアイデアを製品や雇用へと転換することを早めるものである。英国は特許の滞貨に関する対応を主導してきており、この問題に対処するために、他の国々が同様の早期審査制度を立ち上げることを期待している。」

なお、日本国特許庁では、従前より PCT 出願を含む外国関連出願が早期審査の対象案件とされており、国際段階における判断結果に関わらず早期審査を申請することができる。

— UKIPO のプレスリリースは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/about/press/press-release/press-release-2010/press-release-20100528.htm>

— PCT 早期審査の具体的な手続きは、以下参照 —

<http://www.ipo.gov.uk/pro-types/pro-patent/p-law/p-pn/p-pn-fasttrack.htm>

— キャメロン首相の講演内容は、以下参照 (首相官邸のホームページ) —

<http://www.number10.gov.uk/news/speeches-and-transcripts/2010/05/transforming-the-british-economy-coalition-strategy-for-economic-growth-51132>

(以上)